

設 計 図 書 等 回 答 書

件 名	郡山市空家実態調査業務委託
質 問 事 項	
<p>1 旅費交通費について 設計業務等標準積算基準書で定める調査・計画業務の「1.49%」を適用しておりますでしょうか。それ以外であれば、どのような算出をしていますか。</p> <p>2 電子成果品作成費について 設計業務等標準積算基準書で定める設計業務の「その他設計業務」に係る算定式を適用しておりますでしょうか。それ以外であれば、どのような算出をしていますか。</p> <p>3 諸経費について 設計書に直接経費以降の項目が確認できませんが、設計業務等標準積算基準書の設計業務で定めるその他の原価、一般管理費は計上されておりますでしょうか。また、計上されている場合、設計業務等標準積算基準書の設計業務で定める率を適用しておりますでしょうか。設計業務で定める率でない場合、どのような率を適用しておりますでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 設計業務等標準積算基準書に準拠して算出をしております。</p> <p>2 設計業務等標準積算基準書に準拠して算出をしております。</p> <p>3 設計業務等標準積算基準書に準拠して算出をしております。</p>	
質 問 事 項	
<p>1 平成28年度調査の実績ベースで、1日何件程度巡視出来ていたか</p> <p>2 「2.現地調査」の期間は、平成28年度と同程度の期間を見込めばよいか</p> <p>3 「2.現地調査」は、安全面・調査精度面の観点から2名体制が望ましいと考えますが、調査員は何名体制での巡視を想定しているか</p> <p>4 「2.現地調査」は、調査結果の補足情報、現地実施のエビデンスとして写真の撮影が必要と考えますが、外観観察結果の記録と共に、写真撮影は行うか</p> <p>5 「3.所有者等の特定」は建物のみで、土地の所有者等の特定は不要でよいか</p> <p>6 「3.所有者等の特定」は固定資産税情報を用いる旨記載があるが、登記簿謄本等の取得は想定不要で良いか</p> <p>7 「4.調査結果のとりまとめ」は、対象家屋の個票単位での整理（例えばカルテ形式での整理）が必要か、あるいはリストのみで良いか</p> <p>8 成果品仕様における「空家等の所在地」については、住所と位置情報（緯度経度）を想定でよいか</p>	
回 答 事 項	
<p>1 前回の実績ベースでは、調査期間約90日で約5,300件（約60件/日）です。</p> <p>2 前回の実績ベースでは、調査期間約90日で約5,300件（約60件/日）です。具体的な期間については、各事業者様ごとに業務実施体制が様々であることから、契約締結後協議のうえ決定します。</p> <p>3 前回の実績ベースでは、調査期間約90日で約5,300件（約60件/日）です。具体的な調査員数については、各事業者様ごとに業務実施体制が様々であることから、契約締結後協議のうえ決定します。</p> <p>4 現地調査の結果空き家（空き家と想定される物件）と判定したものについては写真撮影を行います。</p> <p>5 土地の所有者については、本市から提供する固定資産税情報をもとに特定していただきます。</p> <p>6 お見込みの通りです。</p> <p>7 エクセルデータを用いたリストのみです。</p> <p>8 成果品においては緯度経度の表示までは想定しておりませんが、詳細は契約締結後協議の上、決定します。</p>	